村山市老朽危険空き家除却促進事業補助金申請の流れ

事前調査申込	～令和６年６月２８日（金） 申請者の条件確認（条件内容により優先順位を決める） 周辺への悪影響の確認（地区代表からの意見書により確認） 住宅の不良度の判定（市職員が現地調査により判定）
↓	
調査結果通知	７月　事前調査結果通知書により通知
↓	
補助金交付申請	補助金交付申請書 （様式第５号に添付書類を添えて申請してください。）
↓	
補助金交付決定	補助金交付決定通知書により通知 （上記交付申請を受け、村山市が申請者へ決定通知します。）
↓	
除却工事着手	工事業者と工事請負契約を締結、着工 （補助金交付決定通知を受けた後に行ってください。）
↓	
工 事 完 了	補助金交付決定日から９０日以内及び２月末
↓	工事業者への工事代金支払い
実績報告提出	工事完了後３０日以内又は当該年度の３月１０日まで
↓	実績報告書に添付書類を添えて提出
額の確定通知	額の確定通知書により通知
↓	
補助金請求書提出	
↓	
補助金の振込	振込までは 2～3 週間ほどかかります。